

1 ◇ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支
　　又は一部に充てるため、適格電気通信事業者
　　を希望して、ハンセン病療養所入所者等がこれ
　　セん病の患者であつた者等の名義の回復及び福
　　意を表すため、この法律を制定することとした。

2 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の
　　確保に寄与することを目的として設立され、た
　　全国における提供が確保されるべきものとし
　　て、総務省令で定める基礎的電気通信役務を提
　　供する電気通信事業者は、その適切、公平か
　　つ安定的な提供の確保に努めなければならな
　　いこととした。

3 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の
　　確保に寄与することを目的として設立され、た
　　公益法人を、その申請により、全国に一を限つ
　　て、基礎的電気通信役務支援機関（以下「支
　　援機関」という。）として指定することができ
　　ることとした。

4 支援機関は、指定を受けた適格電気通信事
　　業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信
　　役務の提供に要する費用の額が当該指定に係
　　る基礎的電気通信役務の提供により生ずる收
　　益の額を上回ると見込まれる場合において、
　　当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充
　　てるための交付金を交付する等の業務を行う
　　ものとすることとした。

5 支援機関は、その業務に要する費用の全部
　　が指定を受けた基礎的電気通信役務を提供す

るためには設置している電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者等から、負担金を徴収することができる」とした。

三 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係（第三条関係）

1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる」ととした。

2 外国人等が日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）の株式をその議決権の割合が三分の一未満となる範囲内において取得できるようとした。

3 会社は、当分の間、新株の発行による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、総務大臣の認可を受けなくとも、その旨を届け出ることで新株の発行を可能とした。

四 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正関係（第四条関係）

会社は、当分の間、長距離会社の株式を処分しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないこととする規定を削除することその他規定の整備をした。

五 その他

1 この法律は、一部を除き公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

2 特別職の職員の給与に関する法律その他の関係法律について所要の改正をした。（附則第七条及び第八条関係）

（前文関係）

(一)に掲げる者	(一)(1)に掲げる者	(一)(2)に掲げる者	(一)(3)に掲げる者	ハンセン病療養所入所者等の区分	退 所 期 間	額
二四月以上	二四月以上一二〇月未満	一二〇月以上二一六月未満	二一六月以上	二四月以上二二〇月未満	二〇〇万円	四〇〇万円
					二〇〇万円	二〇〇万円

(三) 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月まで

(四) 昭和三五年一月一日から昭和三九年一二月三一日までの間の退所期間の月数については、(三)に

より計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とするものとした。(第五条第四項関係)

ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の當時その者と生計を同じくしていたもの(以下「遺族」という)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給するものとした。(第六条第一項関係)

8 損害賠償等がされた場合の調整

(一) 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れるものとした。(第七条第一項関係)

(二) 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れるものとした。(第七条第二項関係)

9 税租その他の公課は、補償金を標準として課することができないものとした。(第九条関係)

(一) 国は、ハンセン病の患者であつた者等について、名譽の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとした。(第一条第一項関係)

(二) (一)の措置を講ずるに当たつては、ハンセン病の患者であつた者等の意見を尊重するものとした。

(第一条第二項関係)

10 その他所要の規定を整備することとした。

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(法律第六四号)(環境省)

1 目的

この法律は、フロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとした。(第一条関係)

2 定義

クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンのうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質を「フロン類」とし、フロン類が充てんされて

3 指針

特定製品の使用及び廃棄の際のフロン類の排出抑制に関する指針を定めることとした。(第三条関係)

4 責務

事業者、フロン類及び特定製品の製造業者、国民、国及び地方公共団体について、特定製品が廃棄される際のフロン類の適正かつ確実な回収・破壊の促進、フロン類に代替する物質及びその物質を使用した製品の開発その他特定製品に使用されているフロン類の排出抑制のためのそれぞれの責務を果たすよう努めることとした。(第四条第一項関係)

5 第一条関係

フロン類破壊業者は、フロン類の引取りを求める者は、都道府県知事の登録を受けることとした。(第九条第一八条関係)

6 第二種特定製品廃棄業者及び第一種フロン類回収業者のフロン類引渡し等の業務

第一種特定製品を廃棄しようとする者(第一種特定製品廃棄業者)は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこととした。その際、第一種フロン類回収業者はフロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守することとした。(第一九条第一二一条関係)

7 第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録

第二種特定製品引取業(使用済自動車に係る第二種特定製品を引き取る業)及び第二種フロン類回収業(使用済自動車に係る第二種特定製品からフロン類を回収する業)を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けることとした。

(第二五条第一二三条関係)

8 第二種特定製品に係るフロン類の引渡等の義務

使用済自動車に係る第二種特定製品を廃棄しようとする者(第二種特定製品廃棄業者)は第二種特定製品引取業者に当該第二種特定製品を引き渡し、第二種特定製品引取業者はそれを引き取り、自動車フロン類管理書を添付して第二種フロン類回収業者に引き渡し、第二種フロン類回収業者は当該フロン類を引き取り、自動車フロン類管理書を添付して自動車製造業者等に引き渡し、自動車製造業者等はその製造等をした自動車に係るフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこととした。その際、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者等はその製造等をした自動車製造業者等はその製造等をした自動車に係るフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこととした。

(第二五七条第一五九条関係)

9 第二種フロン類回収業者に支払う料金

第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収等に關し、主務大臣が定める基準に従い自動車製造業者等が定め、公表する料金を請求し、自動車製造業者等は、当該料金を支払うこととした。主務大臣は、必要な場合、当該料金にて変更するよう勧告及び命令することとした。

(第二五六条第一五六条関係)

10 フロン類破壊業者の義務

フロン類破壊業者は、フロン類の引取りを求める者は、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならないこととした。(第六五条関係)

11 第一種特定製品廃棄業者の費用負担

第一種特定製品廃棄業者は、第一種特定製品廃棄者に対し、フロン類の回収等の費用に関しあき取り、破壊に関する基準に従つて当該フロン類を破壊するとともに、破壊量等に關し記録を作成、保存し、関係者の閲覧の申し出に応じ、年度ごとに主務大臣に報告することとした。(第五二条及び第五三条関係)

12 第二種フロン類回収業者に支払う料金

第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収等に關し、主務大臣が定める基準に従い自動車製造業者等が定め、公表する料金を請求し、自動車製造業者等は、当該料金を支払うこととした。主務大臣は、必要な場合、当該料金にて変更するよう勧告及び命令することとした。

(第二五七条第一五九条関係)

13 自動車を運行の用に供する者の費用負担

自動車製造業者等は自動車を運行の用に供する者に対し、フロン類の回収・破壊等に關する適正かつ公表した料金を請求できることとし、自動車を運行の用に供する者は料金を支払うこととした。主務大臣は料金に關し、必要な場合変更すべき旨の勧告及び命令を行うこととした。(第六〇条第一六二条関係)

14 自動車フロン類管理書の保存等

第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者及び自動車製造業者等は、自動車フロン類管理書又はその写しを保存し、関係者から申し出があれば閲覧させることとした。(第六三一条関係)

15 フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならないこととした。(第六五条関係)

16 表示

特定製品にフロン類の放出禁止等についての表示を行うこととした。(第六六条関係)